

2012年度 石橋財団奨学金募集・推薦要項（受入）

財団法人 日本国際教育支援協会

財団法人日本国際教育支援協会（以下「本協会」という）では、財団法人石橋財団（理事長 石橋寛氏）のご支援により、「2012年度 石橋財団奨学金」（以下「奨学金」という）の受給者を下記により募集する。

記

1. 目的

この奨学金は美術史を専攻する優秀な学生に対して奨学金を支給することにより、その分野でグローバルに活躍できる人材の育成に寄与すると共に、海外に留学する日本人学生と、海外から日本の大学に留学する外国人学生の双方を支援することにより、美術史の分野における日本と海外の大学間の相互交流を促進することを目的とする。

2. 奨学金の提供者及び提供の趣旨

この奨学金の提供者である財団法人石橋財団は、美術・教育などの助成・振興を図り、文化の向上発展に寄与することを目的に、1956年（昭和31年）に設立されて以来、美術館の維持・運営、教育・文化事業・芸術活動・国際教育などに取り組む学校や団体等の活動を支援してこられた。21世紀に入ってからは、進取性・人間性・国際性をテーマに新たな活動を展開しておられ、その一環として、新たに奨学金事業を開始し、美術史の分野でグローバルに活躍できる人材を育成することを趣旨としてこの奨学金を提供された。

3. 応募資格

応募することができる者は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 原則として2012年10月或いは2013年4月にわが国の大学に設置される大学院（修士あるいは博士課程）に入学予定の私費外国人留学生で、美術史を専攻する者（大学院研究生を含む）
- (2) 欧州及び北米地域から日本に留学する者
- (3) 留学の目的及び計画が明確で、修学効果が期待できる者
- (4) 大学院の授業等に適応することができる日本語能力を有する者
- (5) 入学予定の大学の長の推薦を受けることができる者

（注1）「わが国の大学」とは、寄付者と協議の上選定した指定校制とする。

（注2）他の機関、団体等から返還義務のない奨学金の支給を受ける者は、応募をすることができない。

4. 採用人数

2012年度の採用人数は5名とする。

5. 奨学金月額

奨学金月額は150,000円とする。

6. 支給期間

支給期間は原則として2年間とする。

7. 推薦方法

- (1) 奨学金を受けようとする者（以下「応募者」という）は、所定の様式による願書を、入学（在籍）予定の国内大学を通じて本協会理事長（以下「理事長」という）に提出するものとする。
- (2) 国内大学の長は、応募者が3に掲げる応募資格に該当するとともに、学業・人物ともに優秀と認められる者について、8に掲げる推薦書類を、理事長に提出するものとする。なお、推薦人数については、依頼文に示すものとする。
- (3) わが国の大学の長は、この奨学金の応募者の推薦と同時に、欧州及び北米地域の大学に留学予

定の日本人学生の派遣計画について、8-(4)に挙げる交流計画申請書を理事長に提出するものとする。なお、派遣予定の日本人留学生の推薦要項は別途示すものとする。

8. 推薦書類

- (1) 願書（別紙様式1 日本語で記載されたものに限る。） 1通
- (2) 応募者の写真（最近6か月以内に撮影したもの。4.0cm×3.0cm、上半身、脱帽、裏面に氏名を記入し、願書の所定欄に貼付すること。） 1葉
- (3) 大学の長による応募者推薦書(別紙様式2)(注)推薦理由は指導予定の教官等が記入すること。1通
- (4) 交流計画申請書（別紙様式3） 【派遣と共通】 1通

9. 推薦期日

2012年3月5日（月）必着

10. 選考及び結果の通知

理事長は、7の(2)により推薦された者について、寄付者と協議の上書類審査を行い、受給者を決定し、2012年4月下旬を目途に採用者には大学を通じて通知する。

11. 奨学金の支給

奨学金は、別に定める方法により、在籍大学を通じて支給する。

12. 注意事項

- (1) 受給者は、奨学金の返還義務を伴わない。
- (2) 受給者が、次のアからイのいずれか一つに該当した場合には、受給決定が取り消される。
 - ア. 推薦書類の記載事項に虚偽が発見された場合
 - イ. この要項に定める事項に該当しなくなった場合
- (3) 受給者が奨学金の支給期間中に、次のアからイのいずれか一つに該当した場合には、途中で奨学金の支給を打ち切ることがある。
 - ア. 大学において懲戒処分を受けたり、学業成績が著しく不良であったり、受給決定の際に通知する事項を遵守しない場合
 - イ. 大学を休学又は長期欠席、また留年した場合
- (4) 受給者は、在籍大学を通じて理事長に、奨学金支給期間中の学習・研究状況を毎年、さらに学位論文の概要を提出しなければならない。
- (5) 受給者は寄付者主催の成果報告会等に参加することとする。

13. 個人情報の取扱い

奨学金の推薦書類に記載された個人情報は、本制度のために利用され、その他の目的には利用されません。

14. 推薦書類の提出先・問い合わせ先

財団法人日本国際教育支援協会 事業部 国際交流課

〒153-8503 東京都目黒区駒場4-5-29

TEL：03-5454-5274 FAX:03-5454-5242 E-mail:ix@jees.or.jp

2012年度 石橋財団奨学金募集・推薦要項（派遣）

財団法人 日本国際教育支援協会

財団法人日本国際教育支援協会（以下「本協会」という）では、財団法人石橋財団（理事長 石橋寛氏）のご支援により、「2012年度 石橋財団奨学金」（以下「奨学金」という）の受給者を下記により募集する。

記

1. 目的

この奨学金は美術史を専攻する優秀な学生に対して奨学金を支給することにより、その分野でグローバルに活躍できる人材の育成に寄与すると共に、海外に留学する日本人学生と、海外から日本の大学に留学する外国人学生の双方を支援することにより、美術史の分野における日本と海外の大学間の相互交流を促進することを目的とする。

2. 奨学金の提供者及び提供の趣旨

この奨学金の提供者である財団法人石橋財団は、美術・教育などの助成・振興を図り、文化の向上発展に寄与することを目的に、1956年（昭和31年）に設立されて以来、美術館の維持・運営、教育・文化事業・芸術活動・国際教育などに取り組む学校や団体等の活動を支援してこられた。21世紀に入ってから、進取性・人間性・国際性をテーマに新たな活動を展開しておられ、その一環として、新たに奨学金事業を開始し、美術史の分野でグローバルに活躍できる人材を育成することを趣旨としてこの奨学金を提供された。

3. 応募資格

応募することができる者は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 原則として2012年10月に、欧州及び北米地域の大学に設置される大学院（修士あるいは博士課程）に正規生として入学予定の日本人学生で、美術史を専攻する者
- (2) 留学の目的及び計画が明確で、修学効果が期待できる者
- (3) 海外での大学院の授業等に適応することができる外国語能力を有する者
- (4) わが国の大学の大学院（修士あるいは博士課程）に所属し、その大学の長の推薦を受けることができる者

（注1）「わが国の大学」とは、寄付者と協議の上選定した指定校制とする。

（注2）他の機関、団体等から返還義務のない奨学金の支給を受ける者は、応募をすることができない。

4. 採用人数

2012年度の採用人数は5名とする。

5. 奨学金月額

奨学金月額は150,000円とする。

6. 支給期間

支給期間は原則として2年間とする。

7. 推薦方法

- (1) 奨学金を受けようとする者（以下「応募者」という）は、所定の様式による願書を、在籍する国内大学を通じて、本協会理事長（以下「理事長」という）に提出するものとする。
- (2) わが国の大学の長は、応募者が3に掲げる応募資格に該当するとともに、学業・人物ともに優秀

と認められる者について、8に挙げる推薦書類を、理事長に提出するものとする。なお、推薦人数については、依頼文に示すものとする。

- (3) わが国の大学の長は、この奨学金の応募者の推薦と同時に、海外からその大学に留学予定の外国人学生の受入計画について、8-(4)に挙げる交流計画申請書を理事長に提出するものとする。なお、受入予定の外国人留学生の推薦要項は別途示すものとする。

8. 推薦書類

- (1) 願書（別紙様式1 日本語で記載されたものに限る） 1通
- (2) 応募者の写真（最近6か月以内に撮影したもの。4.0cm×3.0cm、上半身、脱帽、裏面に氏名を記入し、願書の所定欄に貼付すること。） 1
葉
- (3) 大学の長による応募者推薦書(別紙様式2)(注)推薦理由は指導予定の教官等が記入すること。 1通
- (4) 交流計画申請書（別紙様式3） 【受入と共通】 1通

9. 推薦期日

2012年3月5日（月）必着

10. 選考及び結果の通知

理事長は、7の(2)により推薦された者について、寄付者と協議の上書類審査を行い、受給者を決定し、2012年4月下旬を目途に採用者にはわが国の大学を通じて通知する。

11. 奨学金の支給

奨学金は、別に定める方法により、わが国の大学を通じて支給する。

12. 注意事項

- (1) 受給者は、奨学金の返還義務を伴わない。
- (2) 受給者が、次のアからイのいずれか一つに該当した場合には、受給決定が取り消される。
- ア. 推薦書類の記載事項に虚偽が発見された場合
- イ. この要項に定める事項に該当しなくなった場合
- (3) 受給者が奨学金の支給期間中に、次のアからイのいずれか一つに該当した場合には、途中で奨学金の支給を打ち切ることがある。
- ア. 大学において懲戒処分を受けたり、学業成績が著しく不良であったり、受給決定の際に通知する事項を遵守しない場合
- イ. 大学を休学又は長期欠席、また留年した場合
- (4) 受給者は、在籍大学を通じて理事長に、奨学金支給期間中の学習・研究状況を毎年、さらに学位論文の概要を提出しなければならない。
- (5) 受給者は寄付者主催の成果報告会等に参加することとする。

13. 個人情報の取扱い

奨学金の推薦書類に記載された個人情報は、本制度のために利用され、その他の目的には利用されません。

14. 推薦書類の提出先・問い合わせ先

財団法人日本国際教育支援協会 事業部 国際交流課

〒153-8503 東京都目黒区駒場4-5-29

TEL : 03-5454-5274 FAX : 03-5454-5242 E-mail : ix@jees.or.jp